

# 教材使用許諾契約書

ご契約番号

株式会社プレスタイム（以下、甲という）と\_\_\_\_\_（以下、乙という）は、教材・研修プログラムの使用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

## 第1条（定義）

本契約において掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

本教材

本教材とは、『Creative O.D.(全5巻)』『Creative Human Relations(全8巻)』『新版Creative Human Relations(全59冊)』『ベストセレクション Creative Human Relations』『Outdoor Activity Design』『ファシリテーター塩谷の体験学習』『クリエイティブ コンセンサス』『人間関係スキル11講』、その他、書面、オンラインショップ(<http://presstime-book.com/>)または甲のホームページ(<http://www.presstime.co.jp>)内で指定する書籍および情報カード・ブロックなどの周辺物をいう。

## 2 実習プログラム

実習プログラムとは、本教材に含まれる各実習（エクササイズ）プログラムをいう。

## 第2条（基本的法律関係）

甲は、乙に対し、本教材を、実習プログラム使用を目的とする譲渡不能非独占的使用権として許諾し、乙は、甲に対し実習プログラム使用の対価（プログラム使用料）を支払う。

## 第3条（実習プログラム使用の実施通知）

乙は、本教材の実習プログラムを実施した場合に、速やかに、甲指定の実習プログラム使用報告書の必要事項を明記し、書面によって甲に通知しなければならない。

## 第4条（実習プログラムの変更）

乙は、本教材の実習プログラムを変更することはできない。

但し、乙は、自己使用の為にプログラムの変更が必要な場合に限り、甲の事前の書面による承諾を得て本教材の実習プログラムを変更することができる。

2 第1項の但書により変更したプログラムの著作権は甲に帰属するものとする。

## 第5条（本教材の権利関係）

乙は、本契約に基づき本教材の実習プログラムの使用権のみを取得し、本教材の実習プログラムの著作権、所有権その他のいかなる権利も取得しない。

## 第6条（教材の複製）

甲は、乙に対し、本教材の実習プログラムの使用に関し、契約期間中、本教材の一部分を複製して使用することを許可する。

- 2 著作権が甲にあることを明示した（著作明記例…©20XX 株式会社プレスタイム 行動科学実践研究会または日本メンター協会）文字を消すことまた、隠す事は禁止とする。
- 3 甲は、乙が、本教材の複製物を研修、説明会、行事、採用面接などにおいて受講者に配布する以外は、第3者への譲渡を許可しない。  
なお、配布した「ふりかえりシート」を除く複製物については回収を原則とする。

## 第7条（プログラム使用料の支払）

乙は、甲に対し実習プログラムの使用料をそれぞれ本条第1項に規定するところによって支払う。

① 企業、学校、医療法人、宗教法人、協同組合、労働組合、国、自治体、公共団体等の法人に所属する担当者が、自組織の団体等に所属しない個人に対して実施する研修、説明会、行事、採用面接などにおいて教材を使用する場合は、

1 実習につき、受講者1人 あたり1,000円（消費税別）

② 人事・研修コンサルタント会社、および個人のコンサルタント、研修講師などが、第三者に対して研修、講座などを実施する場合又は金銭の授受が発生する研修、講座などを実施する場合は、

1 実習につき、受講者1人 あたり1,000円（消費税別）

③ NPO法人、市民活動団体などが、金銭の授受が発生する研修、講座などを実施する場合は、  
研修、講座の対価として授受した金額の1割

2 乙は、甲に対し、既に支払った前項所定の対価の返還を求めることはできない。

## 第8条（支払時期）

甲は、第7条の支払について、乙の通知に基づき、毎月末日締めで乙に対して代金の請求を行い、乙は、かかる請求を受けた日の属する月の翌月末までに、代金の全額を支払うものとする。但し、甲乙協議の上、双方同意した場合にはこの限りではない。

## 第9条（延滞金）

前条所定の対価の支払が30日以上延滞した場合には、乙は甲に対し支払金額に年8.25パーセントの割合の延滞金を加算して支払う。

## 第10条（秘密保持）

本契約の契約期間中であると契約終了後であるとを問わず、乙は、本教材の実習プログラムの使用を通じて知り得た実習プログラムに関するすべての情報を秘密に保持するものとし、甲の書面による事前の同意なしにこれらを乙以外の者に利用させたり提供してはならない。

第11条（解約）

甲または乙は、3ヶ月の予告期間をもって、相手方に対し書面により通知することによって、本契約を解除することができる。

第12条（解除）

乙において次の各号の一つに該当したときは、何ら催告することなく、甲は乙に対し、本契約上の債権全額を請求することができる。かつ本契約を解除することができる。

- ① 1回でも対価の支払いを怠ったとき
- ② 他の債務につき、保全処分、強制執行、競売、民事再生、会社更生または破産の申立てがあったとき
- ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき
- ④ 手形・小切手の不渡りを出したとき
- ⑤ 営業停止・営業免許あるいは営業登録の取消し等の行政上の処分を受けたとき
- ⑥ 本契約の何れかの条項に違反したとき
- ⑦ その他財産状態が悪化し、または悪化のおそれが認められるとき

第13条（返還）

前2条の場合、乙は、直ちに本教材を甲に返還するものとする。

- 2 本契約が前2条により、または、その他の理由で本契約が終了した場合といえども、乙は、甲に対して支払ったすべての対価の返還を求めることはできない。

第14条（損害賠償）

甲または乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合は、これにより蒙った損害の全てにつき、相手方に賠償する責任を負う。

第15条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約書締結日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも書面による改定、終了等の申入れがない場合には、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第16条（協議解決）

本契約について定めのない事項、及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙で協議し誠意をもって解決にあたるものとする。

第17条（裁判管轄）

本契約に関して甲乙間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本契約書を2通作成し、署名、捺印のうえ、各自一通ずつ保有する。

年 月 日

(甲) 株式会社プレスタイム ⑩  
代表取締役  
所在地 (〒107-0062) 東京都港区南青山6-11-3  
電話番号 03(3409)1031

(乙) 会社名 ⑩  
氏名 ⑩  
所在地 (〒 - )  
電話番号 ( )